

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
○長崎県沿岸漁業等振興資金融資要綱の一部改正	水産経営課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	〃
・道路の区域変更(2件)	道路維持課
・道路の供用開始(2件)	〃
◎ 公 告	
・測量の実施	建設企画課
・測量の終了	〃
◎ 有明海自動車航送船組合告示	
・有明海自動車航送船組合議会令和5年第2回定例会の招集	有明海自動車航送船組合

告 示

長崎県告示第635号

長崎県沿岸漁業等振興資金融資要綱(昭和54年長崎県告示第224号)の一部を次のように改正し、令和5年9月22日から適用する。

令和5年10月20日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(資金の種類等) 第4条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、災害や赤潮等により甚大な被害を受けた養殖事業者の事業継続を図るための長期の融資について、知事が特に必要と認める場合は、別表10号資金の項の貸付限度額及び貸付条件を別に定める。</u> (借入手続) 第6条 沿岸漁業等振興資金を借り受けようとする漁業者等は、沿岸漁業等振興資金事業計画書(以下「計画書」という。)に次に掲げる書類を添付し、九州信用漁業協同組合連合会その他の融資機関(以下「信漁連等」という。)に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 2及び3 略 別表(第4条関係)	(資金の種類等) 第4条 略 (借入手続) 第6条 沿岸漁業等振興資金を借り受けようとする漁業者等は、沿岸漁業等振興資金事業計画書(以下「計画書」という。)に次に掲げる書類を添付し、長崎県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関(以下「信漁連等」という。)に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 2及び3 略 別表(第4条関係)

振興資金の種類		貸付限度額		貸付条件	
		個人	法人	償還期限 (据置期間を含む)	据置期間
略					
10号資金	その他知事が特に沿岸漁業等の振興に必要と認める資金	略			
	第4条第2項を適用する場合	別に定める	別に定める	15年	3年

長崎県告示第636号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和5年10月20日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区	漁業の区分
五島第6加入区	大型定置漁業及び浜ノ畔の区域の小型定置漁業
宇久小値賀第1加入区	笛吹郷東の区域の小型合併漁業（2に掲げる以外の小型合併漁業。）
箱崎加入区	いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）、大型定置漁業及び小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）

長崎県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年10月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 玉之浦岐宿線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市玉之浦町幾久山字唐干田3番2地先から 五島市玉之浦町幾久山字唐干田3番2地先まで	前	17.3~22.0	25.6	
	後	17.3~20.6	25.6	

長崎県告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年10月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 玉之浦岐宿線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市玉之浦町幾久山字唐干田15番1地先から 五島市玉之浦町幾久山字唐干田15番1地先まで	前	25.9~30.9	23.8	
	後	23.9~27.1	23.8	

長崎県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年10月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 玉之浦岐宿線	官公有無番地先（五島市玉之浦町中須字ヲロ窄935番2）から 五島市玉之浦町幾久山字唐干田15番1地先まで	令和5年10月20日

長崎県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年10月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江空港線	五島市上大津町1555番1地先から 五島市上大津町1533番1地先まで	令和5年10月20日

公 告

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、雲仙市長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年10月20日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間

雲仙市全域	令和5年10月24日から 令和6年1月25日まで
-------	-----------------------------

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年10月20日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
五島市三井楽町	令和5年10月10日

有明海自動車航送船組合告示

有明海自動車航送船組合告示第3号

有明海自動車航送船組合議会令和5年第2回定例会を令和5年10月27日午後1時熊本県玉名市に招集する。

令和5年10月20日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二二
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト